

経済のグローバル化と 国際的会計標準としてのIFRS

二〇〇八年九月のリーマンブラザーズの経営破たんを引き金に、世界規模の金融危機に突入した。欧

米の主要金融機関の多くは政府の管理下に入り、金融システム瓦解の瀬戸際に追い込まれた。G20金融サミットなどで、各国が協働して全世界レベルで危機克服のための具体策が検討され、実施されているところである。現在の国際資本市場は、ボータレスで金が行き交っており、どこかで問題が起これば瞬く間に世界中に伝播する、まさにワンワールド市場であると言える。産業界においても生産拠点のグローバル化が進み、グローバル連結経営の深化が求められている。そうした中で、わが国の産業界の動き、IFRS導入に向けた日本の立ち位置について考えてみたい。

金融庁中間報告のポイント

まずは、二〇〇九年六月に出された金融庁の中間報告のポイントから見ていこう。中間報告のポイントは三つある。

一つ目は、任意適用の時期が明確化されたという点。二〇一五年か二〇一六年に国際会計基準を上場企業の連結決算書に強制適用するという方向性をベースに、「二〇一〇年三月期の年度から」任意適用を認

めるというものである。

二つ目は、任意適用対象企業および監査人の要件が明確化されたこと。「国際的財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表を対象」とすることで、任意適用を認める企業の規模や組織体制に縛りが入れられた。一方、監査人についても、一定の教育を受け、知識・能力・経験を有し、教育研修・業務の実施、審査等の方針設定などを含めた体制整備が必要となっている。

三つ目は、強制適用の時期が具体化されたこと。「強制適用の判断時期は前後しうるが、とりあえず二〇一二年をめど」とする。判断時期から少なくとも三年の準備期間が必要であるから、二〇一二年に強制適用の判断がされた場合は、二〇一五年か一六年に適用を開始する、とされている。「判断時期が前後しうる」とは、前倒しもありうるということだ。

IFRS導入に向けての検討課題

では、IFRS導入に向けて、わが国で検討すべき課題は何か。

まず、IFRS採用に伴う「個別財務諸表の作成と開示」の問題がある。IFRSによる財務諸表の作成にあたっては、会社法や法人税法との調整が必

要となる。個別会計基準は、二五〇万社に及ぶ企業に適用する基準であり、課税所得計算(法人税法)や分配可能額算定の基礎(会社法)となるため、一律にIFRS並みの水準を求めるのは社会的コストの観点からも非効率と考える。実際、IFRSを連結財務諸表の統一基準として採用している欧州においても、個別会計基準は課税所得や配当計算の基礎になっている。個別会計基準は会社法や法人税法との調和を図り、非上場企業や中小企業にも配慮した適切な基準を継続して開発していくこ



島崎憲明 氏

社団法人 日本経済団体連合会 企業会計部会長
住友商事株式会社 特別顧問

●プロフィール

1969年住友商事株式会社入社。米国住友商事(ニューヨーク駐在)、住友商事主計部長を経て1998年取締役就任。2005年より代表取締役副社長執行役員、2009年代表取締役を経て現職。2008年より日本経済団体連合会経済法規委員会企業会計部会長を務める。このほか、金融庁金融審議会会長代理、同企業会計審議会委員(2003年より)、同金融審議会公認会計士制度部会部会長、経済産業省産業構造審議会産業金融部会委員(2007年より)、一般財団法人会計教育研修機構理事(2009年より)。2009年に国際会計基準審議会(IASB)の監督団体である国際会計基準委員会財団(IASCF)の評議員に就任。

とが必要であろう。

金融商品取引法に基づく開示については、連結中心のディスクロージャーを徹底し、個別財務諸表の開示の抜本的簡素化が必要であると産業界は考えている。IFRS導入の目的の一つは、国際的な市場間競争の中で、わが国の資本市場の地位をさらに高めていくことにある。例えば米国での開示は連結財務諸表のみで、個別財務諸表の開示は求められていない。ほとんどのEU諸国においてもIFRSを強制適用しているのは上場企業の連結財務諸表のみである。連結主体の開示は世界の趨勢であり、IFRS導入を機に個別財務諸表の開示は止めてもらいたい、ということ産業界から要請している。しかしながら、アナリストなど財務諸表の利用者からは、個別財務諸表の開示を求める声も多い。この点については、例えば、個別財務諸表は作成するが監査を省略して必要情報を注記で補う等、引き続き検討を要すると考えている。

二点目は、「強制適用にあつての段階的適用」についてである。財務諸表の利用者からは一斉に適用してほしいとの意見が強いが、対応に時間を要する企業もあり足並みをそろえるのはむずかしいので、段階的に強制適用することを検討することとなっている。

三點目は、「コンバージェンスの継続の必要性」についてである。「日本基準とIFRSは現時点では差異があるが同等と評価する」とされているが、同等性の評価維持の観点からコンバージェンスは必須の前提条件となる。さらに、クオリティとしてIFRS Sに比肩しうる日本の会計基準をもって、IFRS

の基準設定に意見を発信し、日本の声を反映させる工夫が求められる。これは、コンバージェンスというよりも、コンペティションといふべきかもしれない。

最後の課題は、「導入コスト」である。「米国企業の導入コストは三三ミリオンドル」と米国のSEC委員長が発言したが、この試算は正確なものではなく、コストの問題を誤つてとらえる危険性がある。ともあれ、J・SOX導入時の混乱を教訓とし、コスト効率化に向けて関係者の努力が必要となろう。この点に関しては、金融庁にも強く要請しているところである。

IFRS導入に向けての経済界の考え方

経済界としては、IFRS導入は「日本の金融資本市場の国際競争力の強化」「企業のグローバル展開の基盤整備」の観点から必要なものであると考えている。わが国資本市場での外国人投資家の持ち株比率は三割に迫り、さらなる市場活性化に向けて海外からの一層の投資拡大が不可欠となっている。高齢化社会を迎えたわが国の個人金融資産の効率的運用のために、またわが国企業の円滑な資金調達に向けても、国際的に整合性ある市場インフラを整備し、魅力的かつ信頼性のある市場にしていくためにも、世界の流れを踏まえながら、わが国としても不断の見直しや国際的な参画を続けていくべきであろう。

会計基準は、ステークホルダーに向けて企業の財政状態を正しく伝えるためのモノサシであると同時に、企業経営の重要なツールでもある。世界的なモノサシの統一は、財務諸表の比較可能性向上に

よって投資家の利便性を向上させ、多国間における企業の資金調達のコストを低減させるのみならず、企業経営のツールの共通化によってグローバルな経営の効率化にも資する。事実、グローバル展開を行うわが国企業の海外子会社では、IFRS採用が増加しつつあるという報告を受けている。統一的な会計基準の整備は、日本企業のグローバル展開の基盤整備につながっていくのである。

経団連会員企業の反応

二〇〇九年二月に中間報告案が出た段階で、経団連が会員企業に行ったアンケートでは、ほとんどの項目において八割以上の企業が中間報告案の内容を支持している。任意適用については二割を超える企業(約九〇社)が「状況次第で検討したい」と回答している。二〇二二年三月までに適用したいという会社も五社程度あり、今後、さらに増える可能性がある。経団連としては、強制適用に向けて企業として具体的にどのような準備を進めなくてはならないのか、ベストプラクティスを用意すべく、会員企業二社と四大監査法人をメンバーとしたスタディグループ「IFRS導入準備タスクフォース」を立ち上げた。アンケートでは、「基準そのものが日本の企業として納得できるものかどうかは要検討」というコメントもいただいております。日本基準の優れた点は国を超えた連携のもとに積極的に発信していくことが重要だと考えている。

アドプションへの経緯と上場企業への影響

二〇〇八年二月、SECが米国内国企業に対し



てIFRS強制適用のためのロードマップ案を公表したところから、世界中でIFRS導入の流れは加速していった。なぜ、米国はコンバージェンスからアドプションに大きく舵を切ったのか。理由は大きく二つある。一つ目は、FASB(米国の会計基準設定主体)議長であるボブ・ハーツ氏が言うように、「コンバージェンスの作業は永遠に続く」、つまり会計基準はいつまでたつても収斂しない、という点。二つ目は、二万五〇〇〇ページにも及ぶ米国会計基準の複雑性にある。米国監査法人のマネジメンツの言葉を借りれば、「細分化が進み過ぎてメンテナンスが至難の業となっている」のである。米国ではロードマップ案に二〇〇を超える意見が寄せられており、正式なロードマップになるまで若干の修正はあるかもしれないが、米国がIFRS容認に向かう方向性を止める動きではないと見ている。

では、わが日本はどうするか。アメリカの動きを見ながら、という対応は安全な決め方の一つであるが、度が過ぎると国際的な大きな流れに乗り遅れかねない。わが国でのIFRSの受け入れは必要不可欠であり、日本としての独自の対応が求められている。日本の資本市場は世界三大市場の一つに位置し、上場企業はその国際的な資本市場の一員であり、グローバルな場でビジネスを進める上で、IFRS Sという標準装備を整えるべきである。上場企業の海外営業利益が全体の三割近くを占める中、日本だけが遅れをとると世界標準の域外に置かれることになり、ビジネス面でも大きなマイナス面が出てくるのが危惧される。IFRSはグループ全体の連結財務諸表の作成や、グループの業績管理を行

う上でも日本企業のグローバル展開の基盤になると考えている。

IFRSのアドプションと経営管理

IFRSを受け入れる際、まず必要となるのが人材育成である。今後、日本がIFRSを自らの基準として採用するには、経営者を含めた財務諸表作成者、監査人、規制当局、財務諸表利用者のあらゆるレベルで、IFRSの原則主義への理解を深めていくことが求められる。人材面の裏付けがないままに制度を導入すれば、資本市場の混乱を招き、日本市場や日本企業の信頼性を揺るがし、国際競争力の低下につながりかねない。官民を挙げて、人材育成・教育の方策を明確化すべきであろう。

これまで企業経営者にとって、会計のルールは決められたものであったが、原則主義のもとでは企業にとっての会計方針は企業経営者が考え、決めていくことになる。IFRS時代にあつては、今まで以上に、経営者が会計基準に深く関わる時代になっていくのである。

IFRS導入に向けた対応と戦略

IFRS導入に向けて、民間レベルでの対応会議体(IFRS対応会議)が、二〇〇九年七月にスタートした。これによって、今まで以上にスピーディーでフェアな意思決定の促進が期待されている。この会議体で、経団連、公認会計士協会、企業会計基準委員会などの関係者が意見交換を行い、日本として発信すべき事柄を議論していく。教育・研修、翻訳、個別財務諸表開示の検討、広報といった委員会を

設置し、金融庁からもオブザーバーとして参加していただきながら、進めていきたいと考えている。

IFRS導入に向けた日本の立ち位置

日本のIFRS導入の決定は、もはや欧州が突出した唯一のIFRSプレーヤーではなくなったことを意味する。若干慎重な姿勢が見える米国に対しても、日本の任意適用決定は大きな影響を与えるだろう。七月にアムステルダムで開かれたトラステイ会議においても、日本版ロードマップが評価され、日本への今まで以上の期待が感じられた。そういった中で、各国の関心は基準設定の議論にいかん発言権を確保しているかという点に移ってくる。IASCFトラスティ、IASB理事、IFRIC委員、SACなどへの積極的参画および日本としての枠確保、あるいはASBJなどを通じたより建設的な意見発信が今まで以上に求められる。

ただ、日本の特殊性が考慮されず、基準の見直しが進み、わが国にとってセカンドベスト、サードベストの案を飲み込まざるを得ない場合もあるかもしれない。

我々はすでに、IFRSというボートに乗り込んでいる。この大きなボートを動かしていく上で、わが国の存在感が高まり、貢献への期待が高まっている。今後、当事者意識をもつて、いかにIFRSに臨んでいくか。問題解決への関与が、きわめて重要になっているのではあるまいか。

※本稿は、二〇〇九年八月二十五日開催の「第7回FASフォーラム・ジャパン2009」の講演内容を編集部にまとめたものです。

